高齢者虐待防止に関する指針

当事業所は、利用者の尊厳の保持および人格の尊重を最優先とし、高齢者虐待の「禁止」「予防」「早期発見」を徹底します。
職員一人ひとりが利用者の権利擁護に対する深い理解を持ち、質の高いケアを提供することを目的とします。
また、ケアの質の向上や虐待防止の基盤として、職員の心身の健康と職場環境の改善（Well-being 向上）を重視し、全職員が一丸となって組織的な虐待防止・権利擁護に取り組みます。

1. 基本方針

・当事業所は、利用者の尊厳保持と人格尊重を最優先とし、高齢者虐待の「禁止」「予防」「早期発見」を徹底します。
・職員の心身の健康と職場環境の改善（Well-being の向上）を基盤とし、全職員が一丸となって質の高いケアと権利擁護に取り組みます。
・65 歳未満の障害者（障害者基本法に規定する者）に対しても本指針を適用します。

2. 禁止する虐待行為および不適切なケア

以下の行為をいかなる理由であっても禁止します。

虐待・不適切行為の種別	具体例・内容
① 身体的虐待	暴力を振るう、正当な理由のない身体拘束、雑・乱暴な身体介助（高く持ち上げる等）
② 介護・世話の放棄（ネグレクト）	必要な介護やケアの放置、意図的・結果的な生活環境や心身状態の悪化
③ 心理的虐待	暴言、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等による精神的苦痛を与える行為
④ 性的虐待	わいせつな行為およびその強制（不適切な姿や顔の落書き等を撮影・共有する行為含む）
⑤ 経済的虐待	本人の同意のない財産・金銭の使用、理由のない金銭利用の制限

3. 推進体制（虐待防止等検討委員会）

虐待防止および権利擁護を組織的に推進するため、委員会を定期開催（年２回以上）します。

全社検討委員会（法人単位）　：代表取締役を委員長とし、全体統括、方針・マニュアルの見直し、再発防止策の策定等を行います。
事業所内検討委員会（事業所単位）：主任を中心とする多職種で構成し、日常的なヒヤリハットの検証や研修実施等を担います。

4. 職員研修と自己点検（セルフチェック）

職員研修　：全職員対象の定例研修（年２回以上）および新任職員研修を実施し、権利擁護と不適切ケア防止の意識向上を図ります。
セルフチェック：年２回以上の自己点検を行い、自身の言動やケアの振り返りと改善を徹底します。

5. 早期発見・相談報告体制・通報者保護

相談・報告窓口　：窓口を設置するとともに、Google フォーム等による匿名報告システムを活用し、早期発見・相談しやすい環境を整えます。
通報・公的機関への連絡：虐待またはその疑いが発生した場合は、速やかに市町村等の関係行政機関へ報告します。
通報者の保護　：相談・通報を行った職員に対する解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行いません。

6. 成年後見制度の支援および苦情解決

権利擁護支援：必要に応じて、成年後見制度等の利用支援および情報提供を行います。
苦情対応　：相談者・苦情申出者に不利益が生じないよう配慮し、迅速かつ誠実に対応します。

7. 閲覧および情報公開

本指針は、事業所内の見やすい場所に備え付けるとともに、当法人ホームページ等に掲載し、いつでもどなたでも閲覧できるよう公開します。

株式会社ライフサポート